

社会保険労務士法人
桑原事務所

NEWS

2026年2月20日号

子ども・子育て支援金の拠出金がスタートします！

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

今回は、給与計算の実務へ影響がある、「子ども・子育て支援金制度」についてお知らせします。

◎子ども・子育て支援金って？

少子化対策の財源として創設される制度です。

妊婦・育休取得者等への給付金や児童手当といった子育て支援の拡充に充てられます。

◎誰が負担するの？

医療保険料とあわせて、すべての国民が負担します。

勤務先で社会保険に加入されている方については、

健康保険料や厚生年金保険料と同様に、給与や賞与から天引きされます。

※以下、勤務先で社会保険加入している方についての内容です

◎いつから？

令和8年4月分（5月納付分）から

◎負担額は？

標準報酬月額×支援金率（令和8年度は0.23%）

例）標準報酬月額200千円×0.23%＝460円（月額）

これを会社と従業員で折半しますので、従業員負担は230円（月額）となります。

◎給与計算はどうなる？

令和8年4月分（5月納付分）の保険料から変更が必要です。

保険料額の内訳として、給与明細に明示する義務はありませんが、国は「本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします」としています。

【！！注意！！】

子ども・子育て支援金の拠出がスタートする前に、令和8年3月分（4月納付分）からは健康保険料等の保険料率に変更されます。こちらについては別途お知らせ予定ですが、①料率変更（4月納付分）と②子ども・子育て支援金の拠出開始（5月納付分）、直近で計2回の保険料変更がありますので、ご注意ください。

（参考）

子ども・子育て支援金制度について_こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

★そのほか★

令和8年度の主な法改正情報

4月：被扶養者の認定における年間収入の判定方法の変更

4月：在職老齢年金の支給停止調整額引上げ（51万円→62万円）

7月：障害者法定雇用率の引き上げ（2.5%→2.7%）

10月：カスタマーハラスメント対策の義務化

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井1143-1

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所Instagram

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

